

令和8年度

センター名

鈴鹿第3地域包括支援センター

事業計画書(案)

令和8年3月

1 総則

(1) 組織・運営

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	法人の理事会において事業計画を提示し、承認を得た上で決定する。
この事業計画の進捗管理手法	半期ごとに自己評価を行い、計画の進捗状況を確認する。確認した評価結果を踏まえて、計画の修正・見直しを行う。
公平性、中立性を確保するための体制	公益性の視点、三職種及びプランナーによる複数の専門職の視点から、利用者及び介護者に最適なサービス事業所、施設、居宅介護支援事業所を公平・中立に選定し紹介する。
組織マネジメント体制	担当数の見える化を行う。また毎日の申し送りや包括内会議にて、各自の業務の進捗状況を報告・確認し、業務過多が起こらないよう調整を行う。
個人情報保護体制	個人情報の漏洩、紛失、棄損の予防是正のため、法人の規定に則り法律を遵守し、個人情報保護法を適切に解釈・運用する。また、個人情報保護の重要性について研修を実施し周知徹底する。個人ファイル等は鍵付きの書庫に保管し、持ち出し時は記録簿にて案件ごとに管理する。パソコンはパスワードを設定し、パソコン・USBの持ち出しは不可とする。
苦情処理体制	管理者を責任者とし、迅速に対応し報告書を広域連合に提出する。苦情内容は職員全員で共有する。また必要に応じ第三者委員会へ報告し助言を受ける。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(主任介護支援専門員)[1]人、保健師[1]人、社会福祉士[1]人、介護支援専門員[2]人、その他[0.5]人
職員の研修等実施計画	国・三重県等が実施する地域包括支援センター従事者研修及び主任介護支援専門員研修、三職種専門研修をはじめ関係機関が開催する研修会に参加し、支援方法等の資質向上を行う。
専門職間の連携体制	三職種が互いの専門性を把握し、ケースに応じて適切な対応を行うために随時情報提供する。また、個々のケース状況把握のために毎日の朝礼での申し送り定例会議で情報を共有し、支援内容の協議・検討を行う。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	圏域の民生児童委員、地域づくり協議会、自治会、生活支援コーディネーター、介護サービス事業者等の地域関係者や介護支援専門員と連携・情報共有を行う。
担当圏域の地域概況	令和7年9月30日現在 高齢者人口 65歳以上人口[5,911]人、75歳以上人口[3,531]人 高齢化率 24.8% 75歳以上比率 14.8%
地域資源の状況	ふれあいいいきサロン16か所、オレンジカフェ2か所が存在する。その他、市役所、シルバー人材センター、公民館、地区市民センター、医療機関、介護サービス事業所、有償ボランティアなど。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロンや団体と連携しながら、介護予防普及啓発を効果的に実施していく。 ・課題解決のために、高齢者以外の他分野との連携等、職員の実践力の向上を図る。 ・重層的な課題を抱えるケースに関し、地域住民、専門職等関係機関とのネットワークを構築する。 ・ITの活用に取り組む。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	ワンストップ窓口として対応に努めることを基本に、他分野とも連携し相談対応を行う。地域のインフォーマルサービス等の社会資源の把握につなげるため、地域関係者や関係機関との連携を強化する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	5(1)ア(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	・個別ケア会議・地域ケア会議への参加依頼:随時 ・運営推進会への参加:グループホーム2事業所×年6回・地域巡回センター1事業所×年2回 ・各サービス担当者会議への参加:随時
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	在宅登録医会への出席:年12回 鈴鹿市地域包括在宅医療システム運営委員会が主催する研修会への出席:開催時に出席 すずらんととの連携:随時
		3 地域自治組織とのネットワーク	地域づくり協議会・総会への出席:要請に従い出席 防災訓練等地域イベント:要請に従い出席
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	民児協定例会への出席:神戸地区×年12回、河曲地区×年12回、一ノ宮地区は要請に従い出席、第3包括だよりを配布し情報交換を行う。
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	ふれあいサロン会議:随時出席
		6 当事者組織とのネットワーク	介護者のつどい:年1回
		7 ボランティア団体とのネットワーク	ボランティア連絡協議会、ボランティアの集い等:開催時に出席
		8 生活支援コーディネーターとの連携	民児協定例会への出席時に情報交換・共有を行う。 第2層協議体会議:開催時に出席
		9 高齢者福祉分野以外との連携	他機関が主催する研修会への出席:開催時に出席 障害者総合相談支援センターあいの連携:随時
		10 その他のネットワーク	実習生受け入れ:実習依頼時に随時受け入れる。
②被保険者等の実態把握	5(1)ア(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	相談を受けた後、訪問を行い状態の把握を行う。
		2 地域住民からの情報収集	民児協定例会やサロン、地域住民からの相談受付時等に情報収集を行う。
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	5(1)ア(ウ)、(キ)、(ク)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	包括だよりや法人ホームページで窓口を周知。 月1回介護予防に資する第3包括だよりを作成し、民生委員経由で配布
		2 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	夜間・休日は音声で連絡先を案内し、必要に応じて随時対応。土曜日の日中は窓口を設置
		3 緊急時の連絡体制の構築	虐待等緊急対応が必要な場合に鈴鹿市長寿社会課及び基幹型地域包括支援センターに連絡できる体制を構築
		4 幅広い年代への周知方法	市発行の「あったかいね介護保険」「頼りになります！地域包括支援センター」等を活用。

④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	5(1)ア(ウ)	1 相談受付体制	随時対応
		2 個別ケースのアセスメント	相談内容を丁寧に聞き取り、内容の把握を的確に行い、丁寧なアセスメントを実施する。
		3 個別ケースの管理・共有	全職員間で共通のツールを用いて共有・管理を行う。
		4 相談内容の傾向分析	月報や蓄積したケース内容を基に傾向を分析する。
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	5(1)ア(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時案内
		2 解決困難な相談事例の管理体制	相談内容を共有のデータとして管理・保管する。
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	相談・アセスメント・支援の内容を必要に応じて報告し情報の共有を行う。
		4 障がい分野との連携体制	ケースがある場合に障がい福祉課や障害者総合相談支援センターあい等と連携し対応。
		5 子育て分野との連携体制	ケースがある場合に子ども家庭支援課やスクールソーシャルワーカー等と連携し対応。
⑥地域の社会資源の把握・開発	5(1)ア(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域ケア会議等を通じて把握、および圏域ケアマネ支援会議や民児協定例会、マスメディア等で把握。
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターや地域づくり協議会と連携し、サービスの開発に努める。
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターと連携し、情報整理を行う。
⑦複合的な課題を持つ世帯への支援	5(1)ア(カ)	1 相談内容の把握・分析・整理	総合相談受付の相談内容をカテゴリーごとに分類化し、地区・年齢・性別等ごとに集計・分析を行う。
		2 関係機関との連携	フォーマル・インフォーマル関係なく、顔が見える関係性を構築する。
その他、総合相談支援にかかる取組			

介護保険事業計画 における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括 ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
----------------------	--

この事業の実施方針	介護負担軽減を目的とした支援や、介護者が求める情報の提供を行う。また、身近な相談窓口の周知啓発を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①家族介護への支援	5(1)ア(オ)、 (ク)	1 予防的な取組	包括だよりなどで随時、家族介護に係る情報発信。
		2 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	包括だよりや法人ホームページで窓口を周知。
		3 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	夜間・休日は音声で連絡先を案内し、必要に応じて随時対応。土曜日の日中は窓口を設置。
		4 緊急時の連絡体制の構築	虐待等緊急対応が必要な場合に鈴鹿市長寿社会課及び基幹型地域包括支援センターに連絡できる体制を構築。
		5 幅広い年代への周知方法	年1回介護者のつどいを開催。地域イベントへの参加。
その他、家族介護にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止

この業務の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるよう、関係機関と連携を図り専門的・継続的な視点を持ち問題の解決に向けて、適切な制度やサービスにつながるよう支援する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	5(1)イ(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握	個別相談、アセスメント時に把握する。
		2 成年後見制度等の活用へのつなぎ	鈴鹿市後見サポートセンターみらいと連携し対応する。
		3 ケース検討による地域特性の分析	ケース内容から地域特性の把握に努める。法福官連携権利擁護研修等で他地域包括支援センターの状況と比較し分析する。
②高齢者虐待への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 虐待事例の把握	個別相談、アセスメント時、居宅介護支援事業所等からの相談において把握。
		2 虐待事例があった場合の対応	鈴鹿市・基幹型地域包括支援センターと連携し、鈴鹿市高齢者虐待対応マニュアルや国の定める市町村・地域包括支援センターのための援護者による高齢者虐待対応の手引きに沿って対応。また、一時的な措置対応を行ったケースにおいては、関係機関と連携し、コアメンバー会議や定期的なケース会議等を開催し対応する。
		3 緊急時の連携施設の確保	鈴鹿市・基幹型地域包括支援センターと連携し、緊急一時保護協定施設において緊急時対応のベッドを確保する。
③支援が困難な事例への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 支援困難事例の把握	個別相談、アセスメント時、介護支援専門員を通じて把握。
		2 支援困難事例への対応	基幹型地域包括支援センターや鈴鹿市の関係部署、地域の関係機関等の多職種ネットワークと連携し対応。
④消費者被害の防止	5(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	鈴鹿亀山消費生活センターと連携し被害状況等の把握、情報の共有を行う。
		2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	被害事例等の発生時に随時情報を提供。
⑤権利擁護に関する啓発	5(1)イ(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催	市民向け鈴鹿市権利擁護講演会の開催：年1回
		2 権利擁護に関するその他の啓発活動	包括だより、民児協定例会、出前講座等で適宜啓発。
その他、権利擁護にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせるように医療・保険・介護の専門機関や地域の関係機関と連携・協働する。地域における介護保険以外の様々な社会資源を活用出来るように地域の連携・協力体制のネットワークを強化する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	5(1)ウ(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援	三職種ワーキングの開催：年12回(各職種) 介護支援専門員からの相談時等には内容に応じた関係機関の紹介や取次、後方支援を行う。また、圏域ケアマネ支援会議等で情報を提供する。
		2 介護支援専門員と地域との連携支援	地域ケア会議や個別ケア会議を通じて連携・支援を行う。
		3 介護支援専門員相互のネットワーク活用支援	年4回のケアマネ支援会議・事例検討会にて勉強会を行う。
		4 地域住民への取組み	地域のサロン、病院や他機関に対して介護保険制度についての情報提供を行う。
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	5(1)ウ(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置	常時相談対応
		2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】	
		3 ケアプラン作成に伴う日常的個別指導・助言	プラン提出時にその都度、確認・検証を実施。
		4 制度・施策に関する情報提供	事例検討会、ケアマネ支援会議開催時に情報を提供。
③支援困難事例等への指導・助言	5(1)ウ(ウ)	1 同行訪問	支援困難事例等について相談・依頼があれば同行訪問を随時行う。
		2 サービス担当者会議への出席	支援困難事例等について相談・依頼に応じてサービス担当者会議を提案し、随時出席する。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

鈴鹿第3地域包括支援センター

令和8年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
5月	事例検討会※1 ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)※2	圏域内介護支援専門員	※1主催 ※2共催:圏域内介護支援事業所
6月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
7月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
8月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)※2	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
9月	ケアマネ支援会議※1 ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	※1主催 ※2共催:圏域内介護支援事業所
10月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
11月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
12月	事例検討会※1 ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)※2	圏域内介護支援専門員	※1主催 ※2共催:圏域内介護支援事業所
1月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
2月	ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	共催:圏域内介護支援事業所
3月	ケアマネ支援会議※1 ミニ事例検討会(包括・居宅介護支援事業所ひまわり)	圏域内介護支援専門員	※1主催 ※2共催:圏域内介護支援事業所

2-(1) 包括的支援事業
 エ 地域ケア会議関係業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	地域住民や地域関係者、介護支援専門員等の相談から地域課題を把握し地域ケア会議を通して課題解決を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	5(1)エ(ア)	1 地域ケア個別会議の開催、モニタリングの実施	他機関連携が必要な複雑化した支援困難事例について、地域ケア個別会議を開催する。
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	地域ケア個別会議でのケース検討を通じて介護支援専門員との支援方法を図る。
		3 地域ケア圏域会議の開催、検討事項の共有	地域ケア個別会議でのケース検討を通じて介護支援専門員との支援方法を図る。年2回程度。
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	地域ケア個別会議の結果を基にテーマを設定。
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議を通じて抽出された課題を整理し把握。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	5(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	関係機関や多職種から幅広く意見を徴集し、課題の解決に努める。
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供	鈴鹿市の要請に従い参加・協力:随時
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	鈴鹿亀山広域連合地域ケア会議運営マニュアルに則り、ケア会議終了後に報告する。
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議にて報告、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議にて報告し共有を図る。
③自立支援型地域ケア会議の実施	5(1)エ(ウ)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	年2回4事例
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	自立支援型地域ケア会議の結果を介護支援専門員研修等で情報提供を行い共有する。
		3 ケース選定の方法	選定基準にあった事例対象者を選定。
その他、地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	要介護状態の予防と可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むために、本人の残存能力を活用するとともに介護保険サービスだけでなくインフォーマルサービスも活用し、マネジメントを行う。高齢者本人が自らもセルフケアが出来るよう支援・アドバイスを行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	5(1)オ(ア)、 (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	三職種が相互に連携、役割分担を行い、一人ひとりに合ったケアマネジメントを実施。
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	生活の質の向上、自立を目標とし様々なサービスを組み合わせ目標を設定したマネジメントを実施。
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	地域の社会資源を把握し、個々の状態に応じて出来る限りケアプランに組み入れるように努める。
		4 短期集中予防サービスの活用	機能改善が見込まれるケースには、短期集中予防サービスの活用に努める。
		5 モニタリングによる業務評価	モニタリングによる業務評価を行い、次のケアマネジメントの向上につなげる。
②セルフケアの助言	5(1)オ(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	チェックリストを活用し生活機能、心身機能の把握及び本人への助言を行う。
		2 一般介護予防事業等の情報提供	継続的な介護予防が行えるように随時情報の提供を行う。
		3 地域におけるつどいの場への参加促進	継続的な介護予防が行えるように随時情報の提供を行うとともに地域の集いの場への参加を促す。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		介護予防ケアマネジメント結果の把握	要支援者または事業対象者の日常生活自立度について、半年ごとに変化を把握する。

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名 鈴鹿第3地域包括支援センター

令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	包括だよりや民児協定例会での情報提供とともに、サロン等への出前講座を通して心身の健康維持・増進が図れるような介護予防や自立支援に関する情報を提供し利用を促す。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発等	5(2)イ	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	包括だよりを8包括合同で年4回発行、併せて第3包括独自の包括だよりを毎月発行。包括だより、「あつたかいね介護保険」による情報提供・利用啓発。
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座や民児協定例会での情報提供、利用啓発：随時 オレンジカフェやサロンへの参加を通しての利用啓発：年1回
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	事業所と連携し地域のサロン等で介護予防に資する地域づくりの構築に努める。
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 2) 在宅医療・介護連携推進事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携

この事業の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り安心して生活出来るように医療機関や在宅医療・介護連携支援センターと連携・協働を推進する。また、多職種でのさらなる「顔の見える関係」の強化と情報提供体制をの充実を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	5(2)ア	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護支援センター、医療機関と連携し医療的課題のある困難事例等に対応する。在宅登録医会に出席し、関係性の構築・情報共有を行う。
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	困難事例等の対応においては診療所等への訪問、緊密な連携により対応する。
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	困難事例等において退院後の在宅生活への移行、退院後の受診等がスムーズに行えるよう緊密な連携・情報提供を行い対応する。
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	5(2)ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	在宅医療登録医会への出席：年12回 医師会が主催する事例検討会・研修会への参加：開催時参加
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医療関係者が主催するカンファレンスへの参加：要請時に参加
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 3) 認知症総合支援事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3) 認知症施策の推進

この事業の実施方針	認知症初期集中支援チームと連携し、初期相談・早期対応を行う。認知症地域推進支援員、チームオレンジコーディネーター、チームオレンジ鈴鹿等と連携・協働し認知症に関する周知・啓発活動を行い共生社会実現に務める。また居場所づくりなどの地域づくりに取り組む。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
① 認知症初期集中支援の推進	5(2)ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	相談内容から認知症初期集中支援チームの支援や協力が必要なケースについては随時認知症初期集中支援チームへのつなぎを行う。
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	必要に応じて適切なフォローが出来るように随時情報共有を行う。
② 認知症地域支援・ケア向上の推進	5(2)ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症初期集中支援チーム、認知症地域推進支援員、チームオレンジと連携し、認知症サポーター養成講座開催を支援する：随時
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	相談支援の際に活用する。：随時
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症地域推進支援員と連携しチームオレンジ鈴鹿が進めるオレンジカフェ「レインボー」「和」の運営などの取り組みに協力：随時
その他、認知症総合支援にかかる取組	5(2)ア	1 若年性認知症の支援	若年性認知症に関する相談があった場合に必要に応じて若年性認知症支援コーディネーターと連携する。

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 4) 生活支援体制整備事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス

この事業の実施方針	生活支援コーディネーターと連携・協働し、地域における多様な主体が行うサービスを開発・活用することで高齢者に対する支援体制の充実を強化する。また、協議体や地域づくり協議会に参加して連携強化に務め、地域の支えあい活動に協力する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	地域ケア会議等で抽出された課題を踏まえ、不足している生活支援サービスに関して、生活支援コーディネーターと連携し随時情報の共有を図る:随時
		2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	生活支援コーディネーターと連携し、住民主体のサービス開発等への協力を行う。また、開発されたサービスについては介護予防ケアマネジメントにおいて積極的な活用を図る:随時
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加	協議体への参加:随時
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加:随時
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業
 (イ)ウ) 会議等への出席

法的位置づけ	—
介護保険事業計画 における位置づけ	—

この事業の実施方針	各会議への出席を通じて、関係事業所・関係機関・多職種との連携を強化し、緊密な連携・情報共有が行える体制の構築に努める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	5(2)ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	地域密着型(介護予防)サービス事業者が主催する運営推進会議への参加:開催時随時
②各種会議への出席	5(2)エ	1 センター長会議への出席	年12回
		2 センター合同連絡会への出席	年6回
		3 専門職部会への出席	主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師×各12回
		4 その他各種研修会への出席	随時出席
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	

この事業の実施方針	高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしく自立した生活が維持出来るよう支援していく。またそのケアマネジメントが円滑に実施されるよう事業所に関しては公正中立的に関わる。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	5(3)ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施	三職種が連携し、一人ひとりに合ったケアマネジメントを行う。
		2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	丁寧なアセスメントを行い、生活の質の向上を目指した目標設定を行う。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	5(3)エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保	特定した事業所への偏りがないように随時適切に委託先を選定する。
		2 委託先事業者への研修会の実施	ケアマネ支援会議開催:年2回 ケアマネジメントに必要な情報提供:随時
		3 委託先事業者との間の情報管理	個人情報保護の方針に従い、適切に情報の受け渡しを行う。
		4 委託したケアプランの質の確保	委託先介護支援専門員からの相談時に随時助言・支援を行う。
		5 委託先事業者の安定的な確保	複数の指定介護支援事業所と常に連絡調整を行い、協力・連携できる関係性を構築しておく。
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

(1) 災害・感染症対策と対応

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	BCPに基づき、災害や感染症の発生時に備え、センターの継続的・安定的な運営、福祉介護サービス継続的な提供が継続的にいえるよう、関係機関や居宅介護支援事業所とも連携を図る。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	5(4)イ	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	災害発生時のBCP(業務継続計画)関係の研修を全職員が受講する。 BCPをもとに、災害発生時の体制を構築するために、地域関連機関と連携・情報共有を行う。また平時から訓練等に参加する。
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	感染症発生時のBCP(業務継続計画)関係の研修を全職員が受講する。 BCPをもとに災害発生時の体制を構築するために、地域関連機関と連携・情報共有を行う。また平時から訓練等に参加する。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	5(4)イ	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	災害発生時に地域の関係機関と連携し、必要に応じた対策・対応・支援を実施出来る体制の構築に取り組む。
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	感染症発生時に地域の関係機関と連携し、必要に応じた対策・対応・支援を実施出来る体制の構築に取り組む。
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等